

公益財団法人大谷地域整備公社業務方法書

第1章 総則

(趣旨)

第1条 公益財団法人大谷地域整備公社(以下「公社」という。)が行う業務の方法については、法令及び定款に定めるもののほか、この業務方法書の定めるところによる。

(事業)

第2条 公社は、栃木県、宇都宮市、大谷石材協同組合等の関係機関との緊密な連携の下に、次の事業を効率的かつ効果的に運営するものとする。

- (1) 大谷石採取場跡地の安全対策を推進するための観測システムの管理・運営
- (2) 採石業者が行う大谷石採取場跡地の安全対策事業に対する債務保証
- (3) 大谷石採取場跡地の実態調査
- (4) 大谷石採取場跡地の安全対策に関する技術的な指導助言及び調査研究
- (5) その他必要な事業

第2章 観測システム管理・運営事業

(事業の範囲)

第3条 第2条第1号に規定する事業は、県が設置した観測システムの保守管理並びに効率的な運営を行い、採取場跡地の安全対策を推進するものとする。

(管理運営の方法)

第4条 前条の管理運営は、公社が自ら行うもののほか、専門の機関に業務委託して行うことができる。

第3章 債務保証事業

(債務保証の対象・範囲)

第5条 第2条第2号に規定する債務保証の対象は、大谷石採石業者であつて、債務保証審査委員会の議決を経て公社が適当と認める者とする。

2 債務保証の範囲は、採取場跡地等の処理技術の開発、安全対策等に要する資金で、金融機関から借り入れる額の範囲内とし、50,000,000円を限度とする。

(保証料等の徴収)

第6条 公社は、保証債務について、債務保証料を徴しないものとする。

2 公社が保証債務を履行したときは、その履行した債務に係る求償権の残高に対し、年14.6パーセントの割合の損害金を徴するものとする。

(債務保証額の最高限度)

第7条 公社の保証債務の残高の最高限度額は、大谷石採取場跡地安全基金の6倍とする。

(担保及び保証人)

第8条 公社は、債務保証を行うに際しては、物的担保を徴することができる。また、被保証者に債務を保証するに足る資力を有する連帯保証人を、原則として2人以上立てさせることができる。

(債務保証の履行)

第9条 公社は、被保証者が最終弁済期日又は期限の利益喪失日の翌日から90日を経過した後なおその債務の全部又は一部を履行しない場合において、保証債権者から債務保証の請求があったときは、当該保証債権者に対し保証債務を履行するものとする。ただし、この期間については、公社は、当該保証債権者と協議の上変更することができる。

2 前項に規定する保証債務の履行請求は、最終弁済期日又は期限の利益喪失日の翌日から1年を経過した日以降においては、これを行うことができない。

(求償権の償却)

第10条 公社は、保証債務の履行により取得した求償権のうち回収不能と認められるものについては、理事会の承認を得て、その全部又は一部を償却することができる。

(債務保証金融機関の指定)

第11条 公社が債務保証する金融機関は別に定めるものとする。

第4章 採取場跡地調査事業

(事業の内容)

第12条 第2条第3号に規定する事業は、採取場跡地の実態を把握するため、県が行う調査事業の委託を受けて実施するほか、必要に応じ、公社独自で実施するものとする。

(事業実施の方法)

第13条 前条の調査は、公社が自ら行うもののほか、専門の機関に業務委託して行うことができる。

第5章 調査研究事業

(調査研究等の種類)

第14条 第2条第4号に規定する事業は、採石業者等が行う採取場跡地の処理対策に関する助言指導及び採取場跡地の安全対策、有効利用等に関する調査研究について実施するものとする。

(調査研究等の方法)

第15条 前条の調査研究等は、公社が自ら行うほか必要に応じ専門の調査機関等に委託して行うことができる。

第6章 雑則

(秘密の保持)

第16条 公社の役員及び職員は、業務の遂行上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第17条 この業務方法書の施行に関し必要な時候は、理事長が定める。

附則

この業務方法書は、主務官庁の承認のあった日（平成2年3月26日）から施行する。

附則

この業務方法書は、平成24年4月1日から施行する。